

岐阜県公報

第一千三百一十五号
平成二十二年三月三十日

(火曜日)

目次

規則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(秘書課) 二五四

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(地球環境課) 二五四

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの授業料等に関する規則の一部を改正する規則

(情報産業課) 二五四

情報科学芸術大学院大学条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 二五四

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

(警務課) 二五五

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(同) 二五五

告示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

(統計課) 二五六

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

(廃棄物対策課) 二五六

浄化槽法に基づく水質に関する検査の業務を行う者の指定

(同) 二五六

道路の供用開始

(道路維持課) 二五七

道路の区域変更

(同) 二五七

岐阜県土地利用基本計画の変更

(都市政策課) 二五九

神岡都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 二六〇

議会告示

岐阜県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正 (議会総務課) 二六〇

選挙管理委員会告示

訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表 (選挙管理委員会) 二六〇

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 二六一

岐阜県特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)の公表 (地球環境課) 二六一

飼料の試験結果 (畜産課) 二六一

指定管理者の指定 (街路公園課) 二六三

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件 (出納管理課) 二六四

土地改良区役員の退任及び就任 (揖斐農林事務所) 二六六

正誤

目次中訂正 (法務・情報公開課) 二六六

保安林に指定する予定である旨の通知中訂正 (同) 二六六

道路の供用開始中訂正 (同) 二六六

岐阜県建築師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 二六七

規 則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十二号

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年岐阜県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中

茶式等の費・雑費・雑所得

を
茶式等の費・雑費・雑所得
上場茶式等の配当所得

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年岐阜県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項第三号中「第九条第二項」を「第十条第二項」に、「第十条第二項」を「第十六条第二項」に、「第九条第三項」を「第十条第三項」に、「第十条第三項」を「第十六条第三項」に、「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「第十四条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同項第四号中「第九条第二項」を「第八条第三項」に、「第十条第三項」を「第九条第四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの授業料等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの授業料等に関する規則（平成七年岐阜県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「二万八千八百円」を「二万二千八百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

情報科学芸術大学院大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十五号

情報科学芸術大学院大学条例施行規則の一部を改正する規則

情報科学芸術大学院大学条例施行規則（平成十三年岐阜県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「メディア文化センター」を「産業文化研究センター」に改める。

第十五条第一項中「二万八千八百円」を「二万二千八百円」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴 木 嘉 進

岐阜県公安委員会規則第二号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則（昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条 警察本部及び警察署における前条の定数の配分内訳は、警察本部長が別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分	警 察 官			一 般 職 員 合 計
	警 視 警 部	警 部 補 及 び 巡 査 部 長	巡 査 小 計	

警察本部	七四	二四	五〇八	二八三	九八九	二五一	一、二八〇
警察署	三七	一三五	一、二六五	九九七	二、四五四	一四〇	二、五九四
合 計	一一一	二五九	一、七七三	一、二八〇	三、四四三	四三三	三、八七四

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴 木 嘉 進

岐阜県公安委員会規則第四号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「四課」を「五課」に、「地域課」を「地域課」「通信指令課」に改める。

第九条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条の次に次の一条を加える。

（通信指令課の所掌事務）

第九条の二 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 警察通信指令の運用に関すること。
- 二 緊急配備その他の初動措置に関すること。
- 三 警察通信の運用に関すること。

第十七条中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 課の事務に関する情報の収集、集約及び分析に関すること。
- 第二十三条第四号を削る。

第三十一条中 「広報県民課」を「取調べ監督課」に改める。

第三十二条の二を削り、第三十二条の三を第三十二条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(広報県民課の所掌事務)

第三十二条の三 広報県民課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 広報に関する事。
 - 二 警察音楽隊に関する事。
 - 三 警察安全相談に関する事。
 - 四 情報公開制度の運用に関する事。
 - 五 個人情報保護に関する事。
 - 六 犯罪被害者支援の総合的な企画及び調整に関する事。
 - 七 犯罪被害者等給付金に関する事。
 - 八 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第三条第一項を規定する給付金に関する事。
 - 第三十五条第一項中「通信指令室、警察航空隊」を「警察航空隊」に改める。
 - 第四十条の二を削り、第四十条の三を第四十条の二とする。
 - 第五十四条第三項中「交通部」を「通信指令課並びに交通部」に改める。
- この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四十五号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正し、平成二十二年三月三十日から適用する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

「若者の消費動向等調査」を削る。

岐阜県告示第二百四十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一七二	大垣市浅中二丁目一、一一五	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)以下「規則」という。第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地
一七三	養老郡養老町小倉字前並一一四四一、一一四四二、一一四四七、一一四四八、一一四五一、一一四五六、一一四六一、一一四六六、一一四八一、一一四八五、一一四九一、一一四九七、一一五一一、一一五二四、一一五三一、一一五三四、一一五四二	規則第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地
一七四	飛騨市河合町小無雁六一六二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第二百四十七号

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五十七条第一項の規定により水質に関する

る検査の業務を行う者を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名

財団法人岐阜県環境管理技術センター
岐阜市六条大溝四丁目一三番地六号
理事長 熊崎守男

二 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間

岐阜県下全域
平成二十二年四月一日から
平成二十五年三月三十一日まで

三 検査の手数料

1 浄化槽法第七条に定める水質の検査

処理対象人員二十人槽まで	九千円
処理対象人員二十一人槽から五十人槽まで	一万五千五百円
処理対象人員五十一人槽から百人槽まで	一万二千五百円
処理対象人員百一人槽から三百人槽まで	一万四千五百円
処理対象人員三百一人槽から五百人槽まで	一万六千五百円
処理対象人員五百一人槽以上	三万四千五百円

2 浄化槽法第十一条に定める水質の検査

処理対象人員二十人槽まで	四千五百円
処理対象人員二十一人槽から五十人槽まで	七千円
処理対象人員五十一人槽から百人槽まで	八千円
処理対象人員百一人槽から三百人槽まで	一万円
処理対象人員三百一人槽から五百人槽まで	一万二千元
処理対象人員五百一人槽以上	三万円

四 指定をした年月日

平成二十二年三月十一日

五 検査業務の開始予定年月日

平成二十二年四月一日

岐阜県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	道路の種類	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	（区域の）決定又は変更の告示年月日（ほか）
美江寺線	瑞穂市牛牧字宮下三六九番一 地先から	同 区	同 間	六〇	平成 三〇・三〇	平成 三〇・三〇 三〇・三〇 三〇・三〇

岐阜県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更（別前後）	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	---	---	-----------	-------------	----------	----

一般 国道 二百四十 八号	関市肥田瀬字傳馬三七五 〇番二地先から 同市大字桜ヶ丘一丁目一 番地先まで	前 A	七・九 二五・〇	二七三・〇	B A 係は及 は、 うのる表図は 分をの区敷示 うのる表図は 分をの区敷示 重と祝 用一関 部線坂
	関市大杉字大久手八一三 番四地先から 同市明生町一丁目五七番 一地先まで	後 B	七・九 三三・〇	三二〇・五・〇	

岐阜県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道 二百四十 八号	美濃加茂市西町五丁目五 七番一地从先から 関市肥田瀬傳馬三七五〇 番一二地先まで 美濃加茂市西町二丁目四 三番地先から 同市南野一〇八九番地先ま で	前 A	七・九 三六・八	五〇三・八	B A 係は及 は、 うのる表図は 分をの区敷示 うのる表図は 分をの区敷示 重と祝 用一関 部線坂
		後 B	七・九 三三・〇	三九三・二	

美濃加茂市西町二丁目四 三番地先から 同市南野一〇八九番地先ま で	後 B	三・〇 九三・五	三九三・二
--	--------	-------------	-------

岐阜県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道 二百五十 八号	高山市莊川町新淵寺地 五九九番一地从先から 同市同町同字脇洞 八二一番一地从先まで 高山市莊川町新淵寺虫尾 八五四番一地从先から 同市同町同字ヨリ 洞八六七番一地从先まで 高山市莊川町新淵寺ヨリ 洞八六九番一地从先から 同市同町同字井口 三五九番一地从先まで 高山市莊川町猿丸字滝ヶ 平三三〇番一地从先から 同市同町同字同 三一九番一地从先まで	前 A	三・〇 一六・四	七〇・〇	B A 係は及 は、 うのる表図は 分をの区敷示 うのる表図は 分をの区敷示 重と祝 用一関 部線坂
		後 B	三・〇 一五・五	一一〇・〇	

高山市庄川町猿丸字滝ヶ 平三一八番一地区地内	後 前	一五〇〇 二四・五	四・〇
高山市庄川町猿丸字滝ヶ 平三一四番一地区地内	後 前	二七・五 三三・〇	二・五
高山市庄川町猿丸字滝ヶ 平三一四番一地区から	後 前	一三・〇 三三・〇	一九・〇
同 市同 町惣則字より 洞四〇四番一地区先まで	後 前	二六・〇 五・〇	

岐阜県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定又は 変更の 告示日 ほか)
一般 国道	号百五十八	高山市丹生川町旗鉾字大日影 山一二四一番一地区先から 同 市同 町久手字牧ノ外 一番二〇地区先まで	七〇四	平成 二二・三・三〇	平成 二二・六・九

岐阜県告示第二百五十三号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定めた岐阜県土地利用基本計画（昭和五十年岐阜県告示第五百四十九号）を変更したので、同条第十四項において準用する同条第十三項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該関係図書は、岐阜県都市建築部都市政策課及び関係振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）並びに関係市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

基本計画図の一部を次のように変更する。

変更した地域	市町名	変更した地区	変 更 内 容
瑞穂農業地域	瑞穂市	犀川の一部	九ヘクタールの縮小
大垣農業地域	大垣市	墨俣町の一部	九ヘクタールの拡大
恵那農業地域	恵那市	三郷町、武並町の一部	一〇ヘクタールの縮小
高山農業地域	高山市	丹生川町の一部	五ヘクタールの拡大
高山森林地域	高山市	山口町の一部	七ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	清見町、莊川町の一部	二五ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	冬頭町、下林町、清見町の一部	四〇ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	松本町、下切町、丹生川町の一部	三八ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	冬頭町の一部	一ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	上野町の一部	一ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	丹生川町の一部	一ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	清見町の一部	五ヘクタールの縮小

高山森林地域	高山市	清見町の一部	四ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	清見町の一部	二ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	荘川町の一部	六ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	新宮町の一部	一ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	岩井町の一部	七ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	丹生川町の一部	二ヘクタールの縮小
高山森林地域	高山市	荘川町の一部	三ヘクタールの縮小
飛驒森林地域	飛驒市	古川町の一部	四ヘクタールの縮小
飛驒森林地域	飛驒市	宮川町の一部	七ヘクタールの縮小
飛驒森林地域	飛驒市	神岡町の一部	二八ヘクタールの縮小
白川森林地域	白川村	加須良の一部	一〇ヘクタールの縮小

岐阜県告示第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、神岡都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
飛驒市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
神岡都市計画下水道事業 神岡町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成十一年二月二十二日から
平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

議 会 告 示

岐阜県議会告示第一号

岐阜県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年岐阜県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県議会議長 早 川 捷 也

別記様式第三中

「**株式会社**の事業・譲渡・処分等」を「**株式会社**」に改める。

株式会社	の事業・譲渡・処分等
株式会社	の改正等

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示二

岐阜県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正願があったので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県土地家屋調査士政治連盟に係る収支報告書 (平成十九年分) 中

岐阜県土地家屋調査士政治連盟	H20. 2.21	3,024,685	359,688	2,664,997	2,838,839	185,846	2,207,000	340	453,200	0	0	453,200	0	453,200	0	0	0	4,797
岐阜県土地家屋調査士政治連盟	H20. 2.21	3,021,685	359,688	2,661,997	2,838,839	182,846	2,207,000	340	453,200	0	0	453,200	0	453,200	0	0	0	1,797

岐阜県土地家屋調査士政治連盟に係る収支報告書 (平成二十年分) 中

岐阜県土地家屋調査士政治連盟	H21. 3. 2	4,265,381	185,846	4,079,535	3,134,704	1,130,677	3,994,000	357	12,000	0	41,000	53,000	0	53,000	0	0	0	32,535
岐阜県土地家屋調査士政治連盟	H21. 3. 2	4,262,381	182,846	4,079,535	3,134,704	1,127,677	3,994,000	357	12,000	0	41,000	53,000	0	53,000	0	0	0	32,535

の。

岐阜県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第十二条第一項の規定により提出のあつた政治団体の収支報告書について、訂正願があつたので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

「日本共産党飛騨地区委員会」
 収支報告書 (平成二十年分) 資産等の内訳一政党中 (1) 預金または貯金 残高

「日本共産党飛騨地区委員会」

(1) 預金または貯金 残高 3,111,316円

民主党岐阜県参議院選挙区第2総支部

(1) 動産

自動車 (品 目) (数 量) 1

3,111,316円

(取得の価額) (取得年月日)
 4,497,600円 平成20年7月4日

の。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年三月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人御嵩町葦の会
- 三 代表者の氏名 平田 和博
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町御嵩一六〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、日常の外出に便利で軽便な移動手段を模索、検討する事業を行い、町に人の流れを創り出すことで町民の健康と安全に寄与し、以って皆が文化を享受できる元氣な御嵩の町づくりに貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

29	収去番号	製造事業場等の名称及び所在地 清水港飼料株式会社 鹿島工場	収去場所 高山市丹生川町町方190番	飼料の名称 オールインワン	製造（輸入）年月 H21.11	分 析			結 果 の 概 要							違反の容		
						粗たんぱく質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	リン %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプトン消化率 %	T D N %		M E Kcal /kg	その他検査
						14.3	2.5	6.2	6.5	1.24	0.48							

一 申請のあった年月日 平成二十二年三月十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人飛騨外国語ガイド協会

三 代表者の氏名 清水 悟

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市国府町宇津江二二八六番地一三

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県に居住する者に対して国際協力に関する事業を行い、もって地域の観光振興ならびに国際化に寄与することを目的とする。

岐阜県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により岐阜県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）を定めたので、同条第七項において準用する同法第四条第四項の規定により公表する。
なお、計画書は岐阜県環境生活部地球環境課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

飼料の試験結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十二年十一月に収去された飼料の試験の結果の概要を公表する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

38	茨城県神栖市 栗深芝4番8 地	地																	
	武蔵野工業 株式会社 多摩地 北浜町14番 6	高山市問屋町 57	アールエフ 印刷指令 専用配合 粉体 成型用 パウダー	H21.11	14.0	2.8	5.7	4.8	0.77	0.46									

指定管理者の指定

各務原公園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八第一号の規定により公示する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市宇佐南三丁目六番二〇号
株式会社技研サービス

二 指定の期間

平成二十二年四月一日から
同 二十七年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県百年公園（岐阜県博物館に係る区域を除く。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八第一号の規定により公示する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

青協・吉村・昭和業務特別共同企業体
構成員

関市倉知三二〇四番地の四
青協建設株式会社

岐阜市柳津町上佐波二丁目二七六番地
吉村造園土木株式会社

愛知県名古屋市中区錦三丁目三番三二号
昭和建物管理株式会社

二 指定の期間

平成二十二年四月一日から
同 二十七年三月三十一日まで

指定管理者の指定

養老公園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八第一号の規定により公示する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

大垣市河間町三丁目五五番地
イビテングリーンテック株式会社

二 指定の期間

平成二十二年四月一日から
同二十七年三月三十一日まで

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により来年度の競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第六百六十七条の五第二項（同令第六百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
 - 2 医療用機器類
 - 3 通信機器類
 - 4 一般・産業用機器類
 - 5 自動車類
 - 6 航空機類
 - 7 被服類
 - 8 燃料
 - 9 電力
 - 10 医薬品・医療用品類
 - 11 事務用品類
 - 12 建設工事
 - 13 電気通信サービス
 - 14 電子計算機サービス及び関連のサービス
 - 15 出版及び印刷のサービス
 - 16 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
 - 17 その他
- 二 資格

地方自治法施行令第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。

三 名簿への記載

- 1 名簿への記載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第二百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を提出して次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。
- 2 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 3 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第九十九条第一項若しくは第二項又は第二百条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- 5 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- 6 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- 7 建設工事の請負にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の規定による審査を受けていること。
- 8 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていること。
- 9 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていること又は建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認められること。
- 10 前三号に掲げるものを除くほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受け

けていること。

10 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）（第二条第一項の規定による登録を受けていること）。

11 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）（第二条第一項の規定による登録を受けていること）。

12 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第三百四十一号）（第二条第一項の規定による登録を受けていること）。

13 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(3)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。

(1) 林業技士

林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により社団法人日本森林技術協会が認定した者

(2) 青年林業士

（育成部門又は素材生産部門に限る。）
林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

(3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に記載されている期間です。

名簿への記載は三の規定による審査の結果三の各号に掲げる要件を満たしている
と認められたときになされ、名簿からの抹消は三の各号に掲げる要件を欠いたとき
になされます。

なお、測量、建築設計、地質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタントに係る名簿については平成二十四年三月三十一日、森林整備業務の請負に係る名簿及び製造の請負、物件の買入れその他に係る名簿については平成二十三年三月三十一日をもって失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前に、又は満了と同時に改めて名簿に登録されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき別に定める基準に従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予	定	価	格	等級区分
四千万円以上				A
一千五百万円以上四千万円未満				B
一千五百万円未満				C

2 建築一式工事

予	定	価	格	等級区分
五千万円以上				A
二千五百万円以上五千万円未満				B
二千五百万円未満				C

3 電気工事

予	定	価	格	等級区分
二千万円以上				A

六百万円以上二千万円未満
六百万円未満

C B

4 管工事

予 定 価 格	等級区分
二千万円以上	A
六百万円以上二千万円未満	B
六百万円未満	C

六 資格に関する事務を担当する課

資格に関する事務を担当する課は、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計等の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県土整備部建設政策課建設業担当

電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

2 森林整備業務の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県林政部治山課治山担当

電話番号 〇五八 二七二 八四九六

3 製造の請負、物件の買入れその他

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度担当

電話番号 〇五八 二七二 八七一五

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
西濃用水土地改良区連合	平成三〇・三・一	理事	宇納 充	大垣市野口 一丁目六四番地
就任した役員			同 杉山 茂	揖斐郡大野町大字稲富 一三〇八番地一
土地改良区連合			同 宇佐美 晃三	揖斐郡大野町大字領家 一八八番地五

正 誤

（校正誤り）

平成二十一年三月三十日号外（一）目次一頁上段前から十一行目中「岐阜県条例の一部を改正する条例」は、「岐阜県条例の一部を改正する条例」の誤り。

（校正誤り）

平成二十一年三月六日第二千二十九号 保安林に指定する予定である旨の通知（岐阜県告示第四百一十一号）一五〇頁下段前から一行目中「菊之里」は「菊久里」の誤り。

（校正誤り）

平成二十二年三月十二日第二千三百三十号 道路の供用開始（岐阜県告示第九十号）

一九七頁上段の表中

平成三〇・三・三 は、 平成三〇・三・三 の誤り。

(原稿通り)

平成二十二年三月十日号外(一) 岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一路を改正する規程(岐阜県規程第十三号)五頁中「出張美容を行おうとする美容師は」並「出張理容を行おうとする理容師は」の「八頁中「同等以上と知事が認める」並「同等以上のものであると知事が認める」の「手続を行った」並「手続を行った」の「一〇風中「美容所以外において、その業を」並「美容所以外の場所において、美容の業を」の語句。

平成二十二年三月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社